

○公職選挙法改正に関する特別委員会

本院議員提出法律案（一件）

1	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送衆へ提出月日	参議院 付委員会 議決 議決 議決	衆議院 付委員会 議決 議決 議決	備考
		公職選挙法の一部を改正する法律案	金丸三郎君 外四名 (五、二〇、七)	五、二〇、八	五、二〇、二四 継続審査	五、二〇、八 (予) 公職選挙法改正調査特委	五、二〇、一四 本会議で趣旨説明聴取

○行財政改革に関する特別委員会

内閣提出法律案（一件）

1	番号	件名	提出 月 日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 付委員会 議決 議決 議決	衆議院 付委員会 議決 議決 議決	備考
		行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案	五、二二、四	五、二〇、二九 受領	五、二〇、三〇 可決 可決 可決	五、二〇、六 可決 可決 可決	五、二〇、三〇 本会議で趣旨説明聴取

行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案  
(閣法第一号)(衆議院送付)

五六、九、二四 内閣提出

一〇、六 衆本会議趣旨説明

一〇、二九 衆可決

一〇、三〇 参本会議趣旨説明

一一、二七 参可決

### 要旨

本案は、昭和五十六年七月十日臨時行政調査会が行つた「行政改革に関する第一次答申」の趣旨にのつとり、行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として、昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間(以下「特例適用期間」という)における補助金、負担金等に係る国の歳出の縮減措置その他の特例措置を定めることを目的とするものであつて、その措置の内容は次のとおりである。

第一 厚生年金保険事業等に係る国庫負担金の繰入れ等の

特例

一、特例適用期間の各年度における厚生年金保険の保険給付及び船員保険の年金たる保険給付等に係る国庫負担については、それぞれ現行の規定による国庫負担額の四分の三を基準等として予算で定める額に減額して繰り入れるものとする事及びこれらの措置により各事業の財政の安定が損なわれない事、特例適用期間後において、国の財政状況を勘案しつつ、減額分に相当する額の繰入れその他の適切な措置を講ずるものとする事。

二、特例適用期間の各年度における国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の長期給付に係る国又は地方公共団体の負担(事業主負担に相当する部分を除く。)については、それぞれ現行の規定による国又は地方公共団体の負担額の四分の三に相当する額に減額して払い込むものとする事及びこれらの措置により各事業の財政の安定が損なわれない事、特例適用期間後において、国の財政状況を勘案しつつ、減額分に相当する額の払込みその他の適切な措置を講ずるものとし、地方公共団体は、地方公務員共済組合に対して、国の措置に準じた措置を講ずるものとする事。

三、特例適用期間の各年度における私立学校教職員共済組合の退職給付等及び農林漁業団体職員共済組合の給付に係る国の補助については、それぞれ現行の規定による国の補助額の四分の三に相当する額に減額して補助することができるものとする。及びこれらの措置により各事業の財政の安定が損なわれることのないよう、特例適用期間後において、国の財政状況を勘案しつつ、減額分に相当する額の補助その他の適切な措置を講ずるものとする。

## 第二 公的保険に係る事務費の一般会計からの繰入れの特

### 例

一、特例適用期間において、地震再保険特別会計法の同特別会計事務費の一般会計からの繰入れに関する規定は、同特別会計に借入金がある年度を除き、適用しないものとする。

二、特例適用期間において、自動車損害賠償保障法の自動車損害賠償責任再保険事業、自動車損害賠償保障事業等の事務費の一般会計からの繰入れに関する規定は適用しないものとし、これに伴い、自動車損害賠償責任再保険特別会計法について所要の規定の整備を図る

ものとする。

## 第三 児童手当の支給要件に係る特例等

一、昭和五十七年六月から昭和六十年五月までの月分の児童手当に係る所得制限額は、老齢福祉年金の受給者本人に係る所得制限額を基準として政令で定めるものとする。

二、昭和五十七年六月から昭和六十年五月までの間、児童手当に係る所得制限により児童手当が支給されない被用者又は公務員であつて、政令で定める一定の所得未滿のものに対し、第三子以降の児童一人につき月額五千円の特例給付を行うものとし、当該特例給付に要する費用のうち、被用者に係るものについては、一般事業主から徴収する拠出金をもつて充てるものとする。

三、児童手当制度については、一及び二の特例措置との関連をも考慮しつつ、その全般に関して速やかに検討が加えられたうえ、この特例措置の適用期限を目途として必要な措置が講ぜられるべきものとする。

第四 公立小中学校の学級編制の標準等に関する経過措置の特例

一、特例適用期間の各年度に係る公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五十七号）の規定に基づき公立の小中学校の学級編制の標準についての政令を定めるに当たっては、特に国の財政事情を考慮するものとする。

二、一の規定は、特例適用期間の各年度に係る公立の小中学校等の教職員定数又は公立の高等学校等の教職員定数の標準についての政令を定める場合に準用するものとする。

#### 第五 特定地域に係る国の負担、補助等の特例

一、特例適用期間において、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律等の規定に基づき都道府県若しくは指定都市（これらが加入している一部事務組合等を含む。）の行う事業又は国がこれらに負担金を課して行う事業（これらの事業のうち、災害復旧その他災害による危険に緊急に対処する必要がある事業を除く。）に要する経費に対する国の負担又は補助であつて、法律に基づき通常の国の負担又は補助の割合を超えて行われるものについては、

当該嵩上げに相当する国の負担又は補助の金額の六分の一を減ずるものとする。

二、特例適用期間における一の措置に伴い、関連規定の整備等を図るものとする。

三、通常の国の負担又は補助に係る金額の算定についての細目、必要な技術的読替えその他一及び二の規定の適用に関し必要な事項について政令で定めるものとする。

四、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特例措置に関する法律等の規定に基づき都道府県が特例適用期間において発行を許可された地方債に係る利子支払額の一部の国による補給については、当該補給金額の六分の一を減ずるものとする。

五、国は、これらの措置の対象となる都道府県又は指定都市に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする。

#### 第六 政府関係金融機関の貸付金利の特例

一、住宅金融公庫法及び農林漁業金融公庫法等の規定に

において定められている貸付金の利率（利率の最高が定められている場合にあつては、当該最高利率）については、特例適用期間において、当該貸付金の貸付けを行う政府関係金融機関に係る政府からの借入金の最高利率が年六・五パーセントを超える場合には、政令で、当該超える部分の範囲内で、貸付金の区分又は種類ごとに当該貸付金の利率に加算する利率を定め、又はこれを変更することができるものとする。

二、一の政令を定め、又はこれを変更する場合においては、居住環境の良好な住宅の建設等の促進又は農林漁業の健全な発展のために当該貸付金の融通を円滑にすべき社会的経済的必要性と国の財政負担との調和が図られるよう考慮しなければならないものとする。

#### 第七 内閣総理大臣等の給与の一部の返納に係る特例

内閣総理大臣又は国務大臣が、特例適用期間において、給与の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第百九十九条の二の規定は、適用しないものとする。

#### 第八 その他

一、この法律は、公布の日から施行するものとする。

二、所要の規定の整備等を図るものとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案」につきまして、行財政改革に関する特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、行政の合理化効率化を推進するための一環として、財政再建に関する緊急な課題に対処する等のため、本年七月十日に行われた臨時行政調査会の行政改革に関する第一次答申の趣旨にのっとり、行政改革を推進するため当面講ずべき措置を講じようとするものであります。

その内容は、昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間を特例適用期間とし、その間における補助金、負担金等に係る国の歳出の縮減措置その他の特例措置を講じようとするものであります。

本法律案は、去る九月二十四日国会に提出され、十月三十日日本委員会において中曾根行政管理庁長官から趣旨説明

を聴取した後、審査に入り、長時間にわたり熱心な質疑が行われました。その間、連合審査会の開催をはじめ、中央公聴会、委員派遣による地方公聴会を大阪及び札幌の両市で行うほか参考人より意見聴取を行うなど、きわめて慎重な審査を行いました。

委員会におきましては、行政改革の理念と今後の展望、五十八年度以降の増税なき財政再建の見通し、不公平税制の是正、厚生年金等の国庫負担減額分の補てん措置の明確化、児童手当制度の運用と存続、四十人学級と教職員の定数改善、特定地域のかさ上げ補助等の引き下げに伴う財政措置、医療費の適正化と医療保険対策、特殊法人の見直し、公共工事の適正実施等行財政改革の全般にわたり質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

本日、質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して野田理事が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して坂野理事が賛成、日本共産党を代表して佐藤委員が反対、公明党・国民会議を代表して峯山理事が賛成、民社党・国民連合を代表して小西委員が賛成、新政クラブを代表して森田委員が賛成の旨、それぞれ意見を述べられ

ました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。